

住宅版エコポイント事業における環境寄附対象団体の要件等について

地球温暖化対策の推進及び経済の活性化を図ることを目的として、平成21年度第2次補正予算事業として実施する「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業」(以下、「住宅版エコポイント事業」という。)における環境寄附の対象となる団体は、以下のとおりといたします。

1. エコポイント交換商品と環境寄附の関係

住宅版エコポイント事業において環境寄附が行われる場面は、以下の2つがあります。
エコポイント交換商品の提供事業者(以下、「提供事業者」という。)が、商品券等の提供要件として、又は任意に行う環境寄附
エコポイントを取得した者が、取得したエコポイントの交換の選択肢の一つとして行う環境寄附

2. 寄附対象となる団体等の要件と選定

(1) 寄附対象の要件

住宅版エコポイント事業における環境寄附の対象は、A.一般寄附、及びB.カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの、の2つです。

A. 一般寄附

個別団体に係る要件

以下の要件をすべて満たすこと。

- ア. 寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。
- イ. 中間支援団体()にあっては、上記の活動を円滑に行う観点から、助言・情報支援をする活動を行うものであること。

中間支援団体とは、環境保全活動を行っている団体に対して、各種支援を行う団体をいう。

【活動ジャンル例】

- ・ 地球温暖化防止
- ・ リサイクル・廃棄物対策
- ・ 自然保護・生物多様性保全
- ・ 森林の保全・緑化
- ・ 大気・水・土壌環境の保全
- ・ 化学物質対策
- ・ 環境教育・人材育成
- ・ グリーン購入 等

- ウ. 国内に事務所を有する特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体又はこれに準ずる団体()であること。

これに準ずる団体：以下を整備していること。

- 定款・寄附行為に準ずる規約
- 役員名簿

- 決算書類（法人の場合は収支計算書、貸借対照表、財産目録の3点）
 - 事業報告書（ホームページ等で広く事業報告を公開していること。）
- エ．団体としての活動実績が2年以上あること。
- オ．平成19年度及び平成20年度の決算額並びに平成21年度の予算額を平均した年間財政規模（年間総収入）が100万円以上であること。

助成又はトラスト等の団体に係る要件

他の団体に対して助成を行う団体又は自らがトラストを目的とした土地購入等を実施する団体であって、以下の要件を満たすこと。

- ア．助成団体は ア及びイを満たす団体に対して助成を行っていること。
- イ．単一の企業の設立によるものでないこと。
- ウ．助成又はトラスト団体としての活動実績が3年以上あること。
- エ．客観的な基準及び方法により、助成対象団体又はトラスト実施地を選定していること。
- オ．平成19年度及び平成20年度の決算額並びに平成21年度の予算額を平均した年間の助成額又はトラスト実施額が30万円以上であること。

の団体に共通に求められる要件

- ア．住宅版エコポイント事務局（以下「事務局」という。）からの問い合わせについて、確実かつ速やかに連絡が取れる体制を有すること。
- イ．団体としてのホームページを有し、活動の結果について、別に定める様式に基づき、事務局及び寄附の提供者に報告を行うこと。
- ウ．特定の政治的又は宗教的な活動、組織的な犯罪活動に関わるものでないこと。
- エ．健全な財務状況であり、今後も継続した事業実施が見込まれること。

B. カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの

以下の要件を満たす活動を寄附対象（資金提供の対象）としていること。

- ア．温室効果ガス排出削減・吸収に貢献し、第三者機関によって定量的に認証されること。
- イ．国内事案においては地域振興等経済的な波及効果が見込まれること。
国外の二酸化炭素削減・吸収も対象とすることができる。
- ウ．活動の結果について、事務局が定める様式に基づき、事務局及び寄附の提供者に報告を行うこと。

【対象活動例】

- ・ 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギー対策
- ・ 地域の森林の間伐や持続的管理、新規植林等の吸収源対策
- ・ 未利用の国産木質バイオマス資源等の活用による化石燃料の代替
- ・ 中小企業等におけるボイラー更新、照明機器の更新などの省エネルギー対策
- ・

(2) 寄附対象団体の選定等

寄附対象団体の選定等

住宅版エコポイント事業における環境寄附の対象については、(1)の要件を満たす団体(「2.(1)B.カーボン・オフセットなどに活用できる温暖化対策に係るもの」に係る活動にあっては、当該活動を実施又は当該活動に資金を提供する団体)について、事務局に設置される第三者委員会に諮った上で選定等します。

なお、以下の要件を満たす団体については、(1)の要件(A才及びAイ、才を除く。)を満たすものと判断します。

- ・ (1)A の要件：特定公益増進法人及び認定 NPO 法人のうち、事業分野が環境であるもの。
- ・ (1)A の要件：特定公益増進法人のうち事業分野が環境であるもの又は地方公共団体が設置する基金等であるもの。
- ・

寄附対象としての登録期間

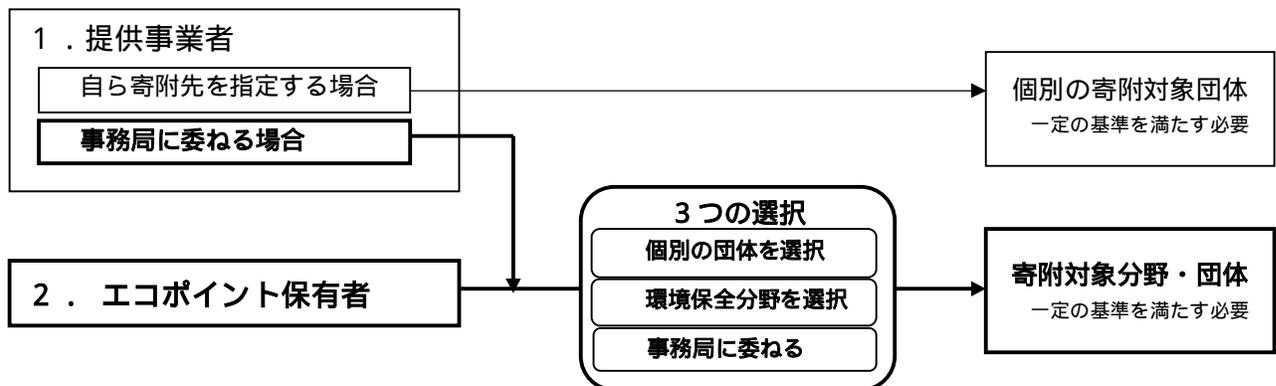
一度寄附対象として登録された団体については、原則として登録時から本事業の終了時まで、継続的に寄附対象となります。ただし、毎年度、新たに提出された事業報告書等により要件に合致することが確認されることが必要です。

寄附対象としての登録の取り消し

寄附対象としての要件を満たさなくなった場合は、寄附対象としての登録を取り消す場合があります。

<参考1> 環境寄附対象団体の選択方法

住宅版エコポイント事業における環境寄附は、以下のとおり整理されます。



1. 提供事業者による環境寄附対象の選択

提供事業者で環境寄附を行うものは、以下のいずれかから、環境寄附の対象を選択するものとします。

A. 自ら寄附先を指定する場合

提供事業者であって、交換商品の応募の際に、自ら環境寄附の対象を指定した者は、以下の要件を満たすことを条件に、当該指定した寄附先（以下「指定寄附先」という。）を実際の寄附先とすることができます。（詳しくは、「エコポイントの活用による環境対応住宅普及促進事業におけるエコポイント交換商品等の募集（第1次）について（平成22年1月28日）」の別紙1をご参照ください。）

- ア．指定寄附先が「寄附対象とする活動が環境保全全般又は特定の環境分野について直接的に環境を改善、保全、創出するものであること。」等一定の要件を満たすこと。
- イ．提供事業者が行う指定寄附先への寄附が、これまでに行った寄附に加えて、追加的に行われるものであること。
- ウ．指定寄附先が、寄附を実施する提供事業者と密接な関係を有し、寄附金が当該事業者に還流するものでないこと。
- エ．指定寄附先が2.(1)Bの要件を満たすものである場合、寄附の実施に先立ち、当該指定寄附先から制度上のクレジット管理者が発出するクレジット無効化の証明が提出されること、当該指定寄附先が「あんしんプロバイダー制度」等の第三者認証型のプロバイダー制度に参加していることその他の手段で指定寄附先のクレジット無効化が担保されていることを確認すること。

B. 寄附先について指定なしの場合

提供事業者は、以下のいずれかから選択することができます。

- ア．事務局が行う募集等によって選定された寄附先団体リストから、提供事業者が個別の団体を選択。
- イ．環境保全活動の分野（地球温暖化防止、自然環境・生物多様性保全等）のうちから選択し、選択された分野内の団体等で寄附額を等分。
- ウ．提供事業者において、一切の選択を事務局に委ねる場合には、寄附額が別に定める一定額に達した団体等を除くすべての団体等で等分。

2. エコポイント保有者による寄附対象の選択

エコポイント保有者が、エコポイントの交換の選択肢の一つとして自ら行う環境寄附については、上記「1.B. 寄附先について指定なしの場合」のア～ウのいずれかから選択できることとします。

<参考2> 環境寄附の実施時期

選定された団体への環境寄附は、以下の時点で実施する予定です。

提供事業者が行う寄附額については、毎年度末終了後、当該事業者があらかじめ申告した寄附率を当該交換商品に交換されたエコポイントの総量に乗じて算出する。事務局が各提供事業者の寄附額を取りまとめ、寄附先団体毎の配分を行い、毎年度1回寄附を行う。

エコポイント保有者が、エコポイントの交換の選択肢として行う環境寄附についても、事務局が1年度毎に集計し、毎年度1回寄附を行う。

事業報告用フォーマット

事業名	
対象分野 (いずれかに)	a. 地球温暖化防止 b. リサイクル・廃棄物対策 c. 自然保護・生物多様性保全 d. 森林の保全・緑化 e. 大気・水・土壌環境の保全、化学物質対策 f. 環境教育・人材育成 g. グリーン購入 (活動内容が近いものを一つ選択してください)
エコポイント 寄附の 使用対象	(総額いくらをどのよう活動内容に充てたのか 150 字以内厳守でご記入ください。)
成果と評価 指標	(上記の活動の結果、達成した内容をその評価指標とともに、出来るだけ具体的に 150 字以内厳守でご記入ください。)
今後の課題	(今後の課題と活動方針を 100 字以内厳守でご記入ください。)